

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 環境の保全等に関する基本的施策（第8条—第16条）

第3章 地球環境の保全等の推進（第17条）

第4章 多摩しみどり環境審議会（第18条）

第5章 雑則（第19条）

附則

私たちの住む多摩市は、多摩川を始めとする豊かな水辺空間や貴重な樹林地の残る起伏に富んだ多摩丘陵等恵まれた自然環境の下で、有数の住宅都市として発展してきた。

しかし、人口の増加や都市活動の活発化に加え、物質優先の社会システム、生活様式が定着するにつれ、環境への負荷は確実に増大し、その影響は地域の環境に留まることなく、生命を育む地球の環境にも及ぶ事態に至ってきた。

私たちは、これまで自然の持つ浄化・再生能力に助けられ物質的に豊かな生活に慣れ親しんできたが、今、その代償として深刻な廃棄物問題や地球環境問題等、人間の生存基盤に係わる危機への対応を迫られてきている。

もとより、私たちは、良好な環境の下で、健康で文化的かつ快適な生活を営むことを希求する権利を有しているが、今日の環境問題の複雑化、多様化そして広域化といった面を考えると、その良好な環境を将来の世代に引き継ぐべき責務を担っていることもより強く認識すべきである。

今こそ、これまでの物質的豊かさに重きを置く潮流を抜本的に見直し、良好な環境を基盤とした質的豊かさに重きを置く方向に流れを大きく転換し、持続可能な循環型の社会を築いていくという決意と実践が求められている。

このような認識の下に、市、市民、事業者等が各々の責務と役割に基づき、主体性を持ち相互に連携して、環境への負荷の低減、多摩市に残る貴重な自然の保全及び豊かな緑や水辺空間の創造等に関する持続的な取組を総合的に展開し、自然と共生する持続可能な循環型都市を実現していくため、市民の総意として、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全、回復及び創出（以下「環境の保全等」という。）について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたって市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全等を図る上での支障の原因になるおそれのあるものをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全等は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ引き継いでいくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全等は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者の積極的な取組と相互の協力によって行われなければならない。

3 地球環境の保全等は、すべての事業活動及び日常生活において推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、環境の保全等を図るため、次に掲げる事項に関し基本的かつ総合的な施策を策定し、及び

実施する責務を有する。

- (1) 公害の防止に関すること。
- (2) 大気、水、緑、土壌、動植物等からなる自然環境の保全等に関すること。
- (3) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に関すること。
- (4) 人と自然との豊かな触れ合いの確保、良好な景観の保全等、歴史的・文化的遺産の保全等に関すること。
- (5) 水等資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に関すること。
- (6) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全等に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関すること。

(市民の責務)

第5条 市民は、環境の保全等について関心を持つとともに、環境の保全等に関する必要な知識を持つよう努めるものとする。

- 2 市民は、その日常生活において、環境への負荷の低減並びに公害の防止及び自然環境の適正な保全等に努めなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、市民は、環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、市、事業者及び地域社会と協働して環境の保全等に努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともにその事業活動に伴って生ずる公害を防止し、及び自然環境の適正な保全等のため、その責任において必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境管理システムへの取組等環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、市、市民及び地域社会と協働して環境の保全等に努めなければならない。

(年次報告)

第7条 市長は、毎年、環境の保全等のため市が実施した施策の概要について、公表しなければならない。

第2章 環境の保全等に関する基本的施策

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、多摩市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、環境の保全等について、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全等に関する基本理念及び目標
 - (2) 環境の保全等に関する施策の方向
 - (3) 環境の保全等に関する配慮指針
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する重要事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映できるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ多摩市みどりと環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての義務)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

- 2 市は、環境の保全等に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(環境影響評価)

第10条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について、環境の保全等に適正な配慮がなされるように、その事業が環境に及ぼす影響を事前に評価するために必要な措置を講ずることができるものとする。

(環境学習の推進等)

第11条 市は、市民及び事業者が環境の保全等についての理解を深め、自発的な環境の保全等に関する活動並びに地域社会との協働が促進されるよう環境の保全等に関する学習の推進及び広報活動の充実に努めるものとする。

(自発的活動の促進等)

第12条 市は、前条に定めるもののほか、市民、事業者又はこれらの者で構成する団体による自発的な環境の保全等に関する活動及び地域社会との協働が促進されるよう努めるものとする。

(情報の提供)

第13条 市は、環境の現状に関する情報、市の施策及び将来の環境の保全等に寄与する情報について、適切に提供するよう努めるものとする。

(監視、測定等)

第14条 市は、環境の状況を的確に把握するとともに、そのために必要な監視、測定等に努めるものとする。

(施策の評価)

第15条 市は、環境の保全等に関する施策を適正に実施するため、施策の進捗状況を必要に応じて評価するよう努めるものとする。

(国、東京都等との協力)

第16条 市は、環境の保全等を図るための広域的な取組を必要とする施策について、国及び東京都その他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

第3章 地球環境の保全等の推進

(地球環境の保全等の推進)

第17条 市は、国、東京都等と連携し地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全等に資する施策を積極的に推進するとともに、環境の保全等に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第4章 多摩市みどりと環境審議会

(多摩市みどりと環境審議会)

第18条 市のみどりと環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するうえで、必要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として多摩市みどりと環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条第1項に規定する緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、みどりと環境の保全等に関する基本的事項

3 審議会は、前項の市長の諮問に応じて答申を行うほか、同項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員17人以内をもって組織する。

(1) 市民 5人以内

(2) 学識経験者 5人以内

(3) 事業者 2人以内

(4) 市の行政委員会の委員 2人以内

(5) 環境の保全等に関する行政機関の職員 3人以内

5 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(委任)

第19条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

(非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

2 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和38年多摩市条例第19号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成22年条例第11号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年7月1日から施行する。

表紙写真

多摩市が市民・市民団体・事業者の皆さんと一緒にやっている様々な環境保全への取り組みや活動の一部を紹介します。

私たちの身近な取り組みや活動が、地球規模の環境保全につながることを一人ひとりに意識していただき、持続可能な地球環境のために、できることから一つ一つ、一人では効果が少なくても、みんなで取り組めば大きな成果に！

皆さんのご理解・ご協力をお願いします。

【環境情報分野】

多摩エコ・フェスタ実行委員会 ～環境市民団体・事業者・行政等を結ぶネットワーク～
多摩エコ・フェスタ2017（平成29年2月）

【自然環境分野】

多摩グリーンボランティア森木会 ～未経験者歓迎！市民によるみどりの保全管理～
グリーンライブセンターでの保全活動風景

【生活環境分野】

多摩市まち美化推進協議会 ～「美しいまち多摩」の実現～
まちの美化キャンペーン

【地球環境分野】

たまごみ会議 ～知恵とアイデアで資源の循環をサポート～
落ち葉で腐葉土づくり

印刷物番号 29-6

多摩市みどりと環境基本計画【中間見直し版】

平成29年(2017年)6月発行

多摩市環境部環境政策課

東京都多摩市関戸六丁目12番地1

TEL 042-338-6831(環境政策課直通)

頒布価格 320円



いさいさTAMA